

2022年第4回定例会

朝霞市議会 YouTubeチャンネル
令和4年第4回定例会一般質問2日目(5時間29分30秒から)

一般質問

総括方式から一問一答方式へ

朝霞市議会では、一般質問の一問一答方式導入の検討が始まってから10年以上を経て、ようやく2022年第4回定例会から一般質問の方法に「一問一答方式」が加わりました。

- ①従来の総括方式(質問時間75分)
- ②1回目総括・2回目以降一問一答方式(質問時間60分)
- ③一問一答方式(質問時間60分)から選択します。

ほんだまきことは今回は②を選択しました。

生活困窮者支援

福祉資金返済に必要な支援を
来年度開始の家計改善支援は

ほんだ:生活福祉資金の貸付を受けていて、返済等に支援が必要な方の人数の見込みと今後の対応は。

福祉部長:約1,500世帯と見積もっている。県社協より償還猶予等の案内通知を発送、市は自立支援金の受給を終えた100世帯に相談の案内を発送する。

ほんだ:県・市の社協との連携は。

福祉部長:県社協はプッシュ型フォローアップ、市社協は訪問等のアウトリーチ、償還免除や猶予の手続き支援、市はアウトリーチと相談へのつなぎを行う。

ほんだ:来年度導入の家計改善支援事業はどのようなことを検討しているのか。

福祉部長:家計管理の支援、見える化、滞納の解消や整理等を相談者とともに行う。委託等で実施を考えている。

ほんだの
視点

ようやく今まで支援が届いていなかった世帯が見えてきました。困っている方はためらわずご相談ください。

<総括方式>

ほんだ:1はどうですか?2をうかがいます。3はいかがですか?

答弁:A部長「1は〇〇です。」B部長「2は△△です。」C部長「3は□□です。」

<一問一答方式>

ほんだ:1はどうですか?

A部長:〇〇です。

ほんだ:2をうかがいます。

B部長:△△です。

ほんだ:3はいかがですか?

C部長:□□です。



自治体間の災害時応援体制の整備

応援を送る・受ける体制や原子力災害避難を受け入れる準備を

ほんだ:災害時に協定先自治体から応援を受ける受援計画を決定しているか。

危機管理監:受援計画の具体化は来年度以降予定している地域防災計画の中で検討する。

ほんだ:朝霞市に広域避難をしてくる自治体はないのか。受け入れる計画は。

危機管理監:朝霞市は静岡県藤枝市の原子力災害の広域避難先となっている。

ほんだ:国が原発の運転期限の解除を検討すると言っている中で、藤枝市からの長期避難に対応するための具体策は。
危機管理監:広域避難の長期化を想定した対応は現在具体化していない。一時的に市民センターや公民館に避難、その後は協定締結ホテルやコンテナホテルの使用を検討する。

ほんだの
視点

地域防災計画は2016年に策定されましたが、近年発生した災害事例を参考に改善することが必要です。

児童扶養手当の根拠なき給付停止の問題

市が事務の過ちを認める
公正な手続きと人権研修を

ほんだ:児童扶養手当給付について客観的な事実を押さえずに、差別的な先入観を持って市民に資格喪失届を書かせたことが問題である。この手続きの問題は、市民の権利を喪失させる手続きを不公正に行った点にある。この事務執行が一貫して問題であるという認識はあるか。今回の問題を踏まえて事務マニュアルをどのように改善したのか。

こども・健康部長:当事者への説明不足等により、市民の権利を喪失させる手続きが進められていたことについてはおわび申し上げる。認識を改めてまいりたい。問題の根幹は、業務のチェック体制の不備、職員の人権意識に課題があったこと、児童の最善の利益という部分を念頭に置いていないことなどが挙げられる。事務マニュアルは配慮すべき事項をチェックできるよう整えている。

ほんだ:具体的な事例を学ぶ人権研修が必要ではないか。

こども・健康部長:外部研修に職員を派遣するなど、実情を知る機会を設けたい。

ほんだ:市民の権利・資格を喪失させる手続きはより上位職の決済とすべきでは。

こども・健康部長:部長決裁と改める。

ほんだの
視点

NPO法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」は、児童扶養手当制度の運用について、自治体による差が大きいと指摘しています。また、調査によれば、公的機関の窓口を「いやな思いをしたり屈辱的な扱いを受ける」ところだと思われ、ひとり親が約3割いました。市として、差別や偏見をなくし、人権保障を確実にするために、公平公正な手続きの実施と職員の意識改革に取り組むことを求めます。

学校における医療的ケア児への看護師配置

県内で進む学校の看護師配置
朝霞市での実現を求める

ほんだ:呼吸器の管理など医療行為によるケアを必要とする医療的ケア児のうち、未就学児の人数は把握しているか。また就学における支援と連携は。

福祉部長:2022年11月現在、市内の医療的ケア児の人数は22人、うち未就学児は9人。就学時前後で連続性を持って相談に応じられるよう、医療的ケア児を支援するコーディネーターの活用を検討する。

ほんだ:県内の学校に21人看護師配置がされている。訪問看護ステーションなどへの事業委託で短時間でも看護師による医療的ケアを導入できないか。

学校教育部長:看護師による支援が妥当であると判断された場合には、訪問看護ステーションの利用も含めて、児童生徒に適した配置を検討する。

ほんだ:会議体での検討すること、子どもの医療的ケアのニーズに応えることを目指していくと捉えていいのか。

学校教育部長:適切に対応していきたい。

ほんだの
視点

医療的ケアを必要としている児童が在籍しているにもかかわらず、朝霞市では学校における看護師配置が実施されていません。医療的ケア児支援法は、超党派で成立し、医療的ケアを受けるお子さんの支援とともに、家族の離職を防止すること、医療的ケア児の生活を社会全体で支えることを目的としています。学校での医療的ケアと看護師配置の実現を目指して引き続き働きかけを行います。